

平成19年(行ウ)第474号 分限免職処分取消請求事件

原告 疋田哲也

被告 東京都

## 原告準備書面(5)

2008年(平成20年)12月9日

東京地方裁判所民事第11部 御中

原告 疋田哲也 印

上記訴訟代理人弁護士 津田玄児 印

同 福島晃 印

### 第1 裁量の逸脱なのか、要件の該当性なのか

裁判所から、前回の第7回口頭弁論期日において、「『行政の裁量』」という言葉を使っているが、これは地方公務員法規定の分限処分の要件を充足した上で、更に行政が分限処分を発令するか否かの裁量という意味か」との求釈明があったので、以下のとおり、回答する。

最高裁第二小法廷48年9月14日判例が示した「純然たる自由裁量であってはならない」という分限処分に関する行政裁量を拘束した基準につき、判例が用いた「裁量」という言葉の意味については、

分限処分が地方公務員法28条1項「適格性を欠く」場合になされる処分で

ある以上、処分の要件として、客観的に当該公務員がその職に関し「適格性を欠く」状態にあることが必要であることは言うまでもない。

判例が「自由裁量であってはならない」と述べているのは「適格性を欠く」という客観的な要件を充足した場合に、さらに行政が分限処分を発令するか否かの判断にあたっての裁量を述べているものではない。

分限処分の要件である「適格性を欠く」は、あくまでも客観的な要件であるが、その存否の判断にあたっては、行政機関たる処分庁による一定の評価が必要である以上、その裁量が入ってくる余地がありうることになる。48年判例が言う「裁量」とはその場合の裁量、すなわち、「適格性を欠く」という要件の存否判断にあたっての裁量につき述べたものである。

なお、付言すれば、この場合の「裁量」は、分限処分の客観的要件たる「適格性を欠く」ことの判断についての裁量であるので、自由裁量でありえないことは明らかであり、羈束裁量であるというべきである。

原告が本訴において、「行政の裁量」という言葉を使っているのも、上記の意味、すなわち、「適格性を欠く」という要件の存否判断に当たっての裁量のことを言っているものである。「適格性を欠く」という要件を充足した上で、更に分限処分を発令するか否かについての裁量について述べているものではない。

## 第2 認否・主張の補充・整理（争点整理に関連して）

以下、この項では、裁判所の争点整理案に関連して、これまで被告主張に認否していなかった点の認否を行なうとともに、原告の主張が不足していた点を補充し、さらに原告の主張について、若干の整理を行なう。

### 1 総論～教育公務員の分限に関して配慮すべき事情について（主張の補充）

教育公務員の分限処分にあたっては、下記に述べるような教育公務員の特殊性を考慮して、限定的に解されなければならない。

#### (1) 旭川学テ事件最高裁判決。

昭和48年最高裁判決において示された分限処分に関する行政裁量を拘束した基準は、さらに、「その職」の特質に対応してその具体的意味が確定される必要がある。本件において問題となっているのは教育公務員である教諭なので、教諭の職務とは何か、という問題に対する十分な吟味の上に、他事考慮、要考慮事項の考慮不尽、さらには降任よりも免職の場合にはより行政裁量は限定されるという比例原則の意味が教諭の職務の特質に応じて具体化される必要がある。そのような観点から教諭の職を見た場合、次の2つの特徴を指摘する必要がある。

第1は、子どもに直に接しながら子どもに対する教育、すなわち、教科教育および生活指導、全校的教育活動、ならびに、自らの教育がその中に統合されている教育課程の全校的実施の分担がその職務の中心をなす、ということである。教諭の職務は、「児童（生徒）の教育をつかさどる」（学校教育法49条、37条）こと、すなわち、教諭個人による教室での教育および教室外における生活指導、ならびに、他の教師と共同して全校的教育活動を実行すること、さらに、学校の組織としての活動である校務（狭義）を担い、それを他の教師と共同して実行することから構成されている。教諭の職務の最も大きな特徴は、子どもに直に接する者として、個別的または集団的に子どもに対して教育を行うことを中心としながら、個々の教諭による教育活動がそのもとに統合されている、学校の編成する教育課程を実行するために必要とされる校務（狭義）を担当することから構成されていることにその特徴がある。

第2は、旭川学テ事件最高裁判所大法廷判決(昭和51年5月21日)が確認した、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請」に教師が応えるためには、階層制のもとにある通常の公務員とは異なり、教科教育および生活指導を実行する前提として、教師にはその人間的主体性ないしは個性が発揮される余地が十分に認められる必要があるということである。そして、子ども的人格の様々

な側面の全面的発達に教師一人だけでは到底応答できないので、多様な個性を有している教師が集団として子どもに対応せざるを得ないことに照らせば、個々の教師の人間的主体性ないしは個性の発揮は、学校が組織として子どもの人間としての成長発達に応答するための欠くべからざる前提を構成しているものとさえ言えるのである。

上記のような教職員の職務の性質から勘案すれば、教職員に対する分限処分が許される場合すなわち、その矯正し難い人格上の問題から教職員の職務の遂行に支障を与える蓋然性が高い場合とは、教育活動についていえば、子どもとの人格的交流を拒絶し、子どもの要求に応答する教育活動を実行することがその人格上の問題から不可能または困難になっている場合のことを指すと言える。また、他の教師と共同して実行する全校的教育活動および校務分担についていえば、教育上正当な理由もなく、校長および他の教師から教育上の理由がないことを指摘されていたにもかかわらず、それを受容せず、継続して繰り返し、全校的教育活動を実行せず、また校務分担を果たさなかった場合であると言える。また、教師集団に必要とされる先の人格的多様性という観点からすれば、そのような人格的多様性を損なうような、ある特定の対応の教師像を想定し、それを基準として教育活動に対する支障を判断することに対しては相当に慎重でなければならないものと言える。

## (2) ユネスコ勧告

教育職員の「職務の円滑な遂行」については、国際的に承認されている原則である1966年ユネスコ特別政府間会議が採択して勧告した、「教員の地位に関する勧告」(以下「ユネスコ勧告」という)によると、「教員の地位は、教育の目的、目標に照らして評価される教育の必要性にみあったものでなければならない」とされ(5項)、教育の目的については、「最初の学年から、人権および基本的自由に対する深い尊敬を植え付けることを目的とすると同時に、人間関係の全面的発達および共同社会の精神的、道徳的、社会的、文化的並びに

経済的な発展を目的とするものでなければならない」(3項)とされている。日本も批准して国内法的効力を有する児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という)も、この教育の目的(指向すべきこと)については、「児童の人格、才能及び身体的な能力をその可能な最大限まで、発達させること」としている(第29条1項(a))。

さらにユネスコ勧告は、「教育の仕事は専門職とみなされるべきであり(6項)」、「教育事業の組織と構造は、個々の学校のそれを含めて、個々の教員が付加的な責任を果すことの自覚、および果すための十分な機会を、これらの責任が教員の教授活動の質または規則性に不利にならないという条件のもとに、与えなければならない」(42項)とし、更に「当局と教員は、教育の質と内容および教授技術を系統的に向上させていくことを企図する現職教育の重要性を認識し」(31項)、「当局は、教育団体と協議して、すべての教員が無料で利用できる後半な現職教育の制度の樹立を促進し・・・多岐にわたる手段を準備しう、・・・一時職から離れて再び教職に戻る教員のためとくに再訓練課程を設け」(32項)、「教員がその資格を向上させ職務の範囲を変更もしくは拡大し、・・・最も新しいものを常に身につけるために、講習または他の適切な便宜が考慮され」(33項(1))、「教員が、その一般教育や職業資格を向上するための書物、その他の資料を利用できるようにする諸手段が講じられ」(33項(2))、「教員には継続的教育の過程や便宜に参加するための機会及び刺激が与えられ」(34項)、「学校当局は、学校が教科および教授法に関する研究成果をとりいれられるようにするため、あらゆる努力を払わなければならない」(35項)とされている。

(3) 従って、最高裁判所第二小法廷昭和48年9月14日判決(民集27-8-925)のいう、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、また支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合」は、教育職員にあっては、かかるユネスコ勧告の

いう継続教育の保障が当局に要請されていることを前提にしなければならず、そうした継続教育の機会を与え、それに応えて努力を尽したにもかかわらず、素質、能力、性格等の改善が不能で、「それに基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、また支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合」に該当しなければ、分限免職はできないと言わなければならないというべきである。

## 2 各論

### (1) 私物の件

「私物」そんなに大量ではない

本件においては、原告の「前代未聞の大量の私物」の保有が問題とされているが、これまでも既に十分に主張しているように、「私物」なるものの全ては原告の私用目的のものではなく、理科の授業・実験や学校行事等に用いる教材であった。しかも、「大量」になったのは、それだけ原告が授業や学校行事などの教育活動に熱心であったからに他ならない。

また、本件では、「ダンボール箱 200 箱」という言葉が独り歩きしているが（なお、原告主張は 150 箱程度。）原告が主張しているのは「みかん箱」のことであり、一箱の大きさは、高さ 20 センチメートル×横幅 30 センチメートル×奥行き 45 センチメートル程度である。判例時報全巻と判例タイムズ全巻が入りきらない程度の大きさであり、裁判官や弁護士 1 人が仕事場に保有している荷物よりもむしろ少ないといえる。

箱を並べた写真を撮影したので、分量の実感をしていただくべく、証拠として提出する（甲 144）。

「私物」は学校に帰属しているもの

上記の通り、本件で問題とされている「私物」なるものは、全て授業や学校行事で用いられているものであり、純然たる「私物」ではおよそないばかりか、むしろ実質的には、学校の教育活動に必要な資料・機材であって、その意味では「私物」ではなく、学校に帰属するものである。

更に言えば、今回問題とされている「私物」の多くは、学校から撤去してしまうと、授業が成り立たなくなるか、少なくとも原告が実践していた高いレベルの授業・学校活動が維持できなくなるものばかりである。

置き場がなくなり（視聴覚室準備室廃止・学年主任となり学級担任でなくなった）理科室へ～経緯

本件の「私物」の多くについては、理科室・理科準備室に持ち込まれた経緯については学校側の都合に基づく止むを得ない事情もあった。

すなわち、平成13年度4月から、原告は学年主任となって、学級担任を持たなくなった。そのため、それまで、学級文庫として教室に保管していた書籍類について、止むを得ず理科室・理科準備室に移動した。

また、平成14年度にかけて、視聴覚準備室が他の用途（会議室）に転用され、視聴覚機材の置き場がなくなってしまったために、これも原告が、「波動の分野」の理科授業で使用することもあって（実際に、授業で使用した。）、理科準備室に引き取ったものである。なお、原告が積極的に係わっていた学校行事である演劇や卒業生お別れ会でもこれら視聴覚機材を利用している。

## (2) 体罰（生徒A）

「1分間踏みつけ」は否定する。

実際には、下記のとおりであった。なお、原告の処分理由中に挙げられていた体罰の対象者である生徒A本人の陳述書からの引用である（甲143、

君陳述書。なお、下線部は原告代理人による。）。

『正田先生は僕たちソフトテニス部の顧問としての指導に熱心でした。土曜日など大会のない日はまる一日練習指導してくれました。昼食は理科室でとり、その後ミーティング形式で、ソフトテニスの指導ビデオを見せて練習方法や技術の解説してくれました。

平成15年3月1日の土曜日も、午前練習の後、理科室で昼食を食べ終わり、正田先生が来るのを待っていました。僕は当時1年生でしたが、そこには2年生も含めて男女30人く

らいがいたと思います。僕が缶ジュースのプルトップを開けてちょうど飲もうとしたときに、両手にいっぱい印刷物(ソフトテニスの技術指導解説用プリント)を持った疋田先生と2年生の女子が入ってきました。

疋田先生は僕に近づくと「缶ジュースを持ち込んでいいのか?」と言いました。僕が周囲の二年生男子達に「えっ、いけないの。いいですよね。」と言うと、先生は「今週ずっとだめだって言い続けているだろう。」と言いました。僕が「聞いてないよ。」と言って飲もうとすると、疋田先生は足払いをしました。僕はうつぶせに倒れましたが、缶ジュースの中身をこぼさないように持っていました。

すると疋田先生は僕の頭の上に足(靴をはいたままですが、その靴は上履きで、柔らかいデッキシューズでした)を乗せ、「活動停止にならないように、早く捨てて来い」と言いました。僕は「すみません。」と言って、理科室から外のゴミ捨て場まで走っていき、缶ジュースを捨てて、すぐに理科室に戻ってきて「ゴミ箱に捨ててきました。飲んでいません。」と言い、ビデオを見て、疋田先生の解説を聞きました。』

だから、僕は疋田先生から殴られていないし、踏まれたというよりは、むしろ頭の上  
に足を乗せられたという感じで、しかも3秒程度でした。また、疋田先生が履いていた靴  
は柔らかい上履き用のデッキシューズでした。

生徒A本人が述べているところは、処分理由書記載の体罰の態様と異なっており(「左頬を右手の拳で3回殴り」という点、「顔の右側を1分程度踏みつけた」という点)、むしろ原告の主張する事実と一致する。

このことは、生徒Aに対する体罰が、真実のところ、被告が原告の処分の根拠とした内容と異なっているという点で、重要な意味を有する。

更に見ることが出来ないのは、本件処分の根拠となった、都教委の聞き取り(乙9)が真実を反映していなかった、という点である。生徒Aへの体罰についての聞き取り報告書は、生徒Aの陳述からも、相当無理をして作成されたことが伺われ、都教委の「初めに分限処分ありき」の態度を伺わせるもので

ある。

更にはそれにとどまらず、他の件についても都教委の聞き取り調査自体の信用性を大きく揺らがせるものに他ならない。

なお、生徒 A は続けて次のようにも述べている。

学校への缶の持込みは禁止されていましたが、僕はあまり意識していませんでした。この件は全部自分が悪いので、疋田先生からされたことは全然気にしていません。

生徒 A 本人が述べている通り、原告の行なった体罰は、悪質なものではなく、まして、原告の矯正し難い持続性を有する素質・性格を示すものではない。処分の対象としては戒告かせいぜい減給程度の懲戒処分相当事案であり、教職員としての適格性が問題となる分限事由とはなり得ないものである。

なお、原告が本件体罰を反省していないとか、強度のスキンシップ論をいまだに取り続けているわけではないので、念のため。

### (3) 確認書（エ）

確認書の件についても、「体罰隠蔽の強要行為」との印象付けがなされているところではある。

しかし、実際は、原告が生徒 B に教師と生徒の立場を利用して強要したものではありません。

原告作成の「確認書」への署名を強要したものではありません。「確認書」というサンプルを「お父さんならもっとうまく書けるだろうけど」との断わり入りで、「できればそうしてもらいたい」という趣旨で手渡したに過ぎない。

このことは、原告本人も、以下の通り述べているところである（甲 7 1、原告陳述書 2 4 頁）。

そして、部活動から帰宅する A に「今日、A の家に行ってお話があるのだけれども、お父さ

んは何時頃お帰りになるか判るか。」と尋ねました。するとAは「今日、父は風邪をひいて学校を休んでいる。」と言ったので、私は「それじゃあ、お家に行ったらご迷惑だよね。電話はしても大丈夫か。」と尋ねました。Aは「もうだいぶ良くなってきているから大丈夫だと思います。」と言ったので、私は「実は山中湖のときのことだれども、お父さんに『あれは体罰ではない。』ということを経済委員会ですべてしてほしいということをお願いしたいのだけれども、体は大丈夫かな。今みたいなことをお父さんにお話できますか。」と言いました。

するとAは「お父さんは大丈夫だけれども、先生が言ったことが難しく、僕は伝えられません。紙に書いてくれませんか。」と言ったので、私は「少し待っていてくれる？今、サンプルを書いて持ってくるから。」と言うと、Aは「わかりました。」と言いました。

私はあわてて職員室のパソコンで「私は足田先生から体罰・暴力を一切受けていません」という文章を書き、題名を「確認書」にしました。その紙を持って再びAのところに行き、それを見せながら、「書く場合のパターンのサンプルを作ったので、帰ったらお父さんに渡してください。たぶん君のお父さんの方が上手に書けると思うけど。君がお家に着く頃こちらから電話します。」と言いAにそのサンプルを見せました。封筒を忘れたので、その紙を持って職員室に戻り、封筒に入れて廊下に行くと、A君の姿がなく佐藤隆志教諭がいました。私は「この封筒をAに渡したいのだけれども、Aはどこに行ったか判りますか？」と言うと、佐藤隆志教諭は「私が指示して校庭に行かせました。その封筒は私が渡しておきます。」と言ったので、私はその封筒を佐藤隆志教諭に渡しました。

しかも、原告は、この直後、生徒Bの父親と電話で話し、生徒Bの父親が応じられないと答えたために、直ちに依頼を撤回している。

(4) 処分理由にない他の体罰について(生徒F・G)

(被告答弁書18ページに対する認否・主張反論)

ア 実体面

(ア) 事実関係

答弁書、報告書（乙12）で述べられている、8月の体罰は存在しない。  
10月の体罰も1回である。

この点、真実との齟齬が生じたのは、生徒Aに対する聞き取りと同様の事情、すなわち、既に原告の分限処分ありき、で手続が強引に進められていたという事情があったからと容易に推認できる。

また、本件が俎上に上げられた経過には不審な点があり、その点からも、「はじめに分限ありき」で手続が進められていた疑いが極めて強いので後述する。

(イ) 「強度のスキンシップ」と認識していた。

今となっては誤解ということを理解しているが、原告は当時、生徒に有形力を行使しても本人が納得していれば良い、体罰とはならない、「強度のスキンシップ」であると認識していた。

しかも、普段は、原告と生徒F・Gとは、仲良くやっていたのに、この場面だけ、生徒の親の手前もあって、鬼コーチを演じるようになってしまい、原告としても嫌な気持ちであった。後ろで生徒の親が見ており、「気合を入れてください」と言われて、やってしまったものである。原告は、陳述書でも述べているとおり、このときは非常に嫌な気持ちであった。

なお、ビラ（乙27、要望書）に記載のあった、「原告がラケットを投げつけた。」などの点は事実無根である。

イ 手続面

(ア) 本人の聞き取りが行なわれていない。

本件においては、原告本人の告知聴聞の手続がきちんと行なわれていない。

不利益処分を課する場合に、被処分者本人に告知聴聞の機会を与えることは、適正手続のイロハのイであり、言うまでもなく、原告本人に告知聴聞の機会を十分に与えていない生徒F・Gへの体罰について、処分の後付理由と

することは適正手続保障(憲法31条)の観点からも許されるものではない。

(イ) 保護者の確認もされていない(乙12)。

なお、本件については、唯一の証拠である乙12から見ても明らかな通り、保護者からの聞き取り調査すら充分に行なわれていない。

(ウ) 乙12の不審な点～被告の聞き取り書全体の弾劾

なお、本件生徒F・Gに対する体罰の根拠とされる、乙12については、時系列的に以下のとおり明確に不審な点がある(乙12、5ページ)。

平成14年9月には、F・Gへの体罰の件につき、教頭認識。生徒F、保護者から聞き取りしようとするも拒否。

(なぜこの間、1年以上、市教委・校長・教頭とも、原告の生徒F・Gへの指導につき容認したか?更には、なぜ、生徒G、保護者からの聞き取りを平成16年1月までしようとしなかったのか?)

平成15年10月21日、校長、Fの母親から聞き取り。

平成15年10月22日、校長、学校教育部理事に聞き取り内容の文書提出。

平成15年12月10日、校長、同生徒と母親から事情聞き取り。(なぜ、報告提出後に更に母親からも事情聴取?)

平成16年1月13日、学校教育部理事、同生徒の母親から事情聞き取りを依頼したが協力得られず。(なぜ、既に聞き取り済の母親から再度聞き取り?しかも協力得られず?)

上記経過は、不自然極まりなく、全く辻褄が合わない。

実際には、生徒本人や保護者からの聞き取りがなされていないにもかかわらず、市教委から、「親と保護者はこう言っていますよ。」と言われて、原告は、「生徒が言っていればそうかもしれない。」旨、回答したものであり、そうであるならば、原告は謂わば市教委にはめられたことになったものでもあり、聴聞手続として極めて不適切な方法となっているものであり、適正手続の観点から違法性を免れないものであり、また、その内容も極めて信用性

が疑わしいものであり、ひいては、被告の聞き取り書全般の信用性がないことを示すものにほかならない。

被告には、上記経過中（乙12、5ページ）で出てくる資料（平成15年10月22日付けの校長から学校教育部理事宛の文書、平成15年12月26日付けの校長から小平市教育委員会教育長宛の「教員の服務事故について（報告）」、同年9月24日（水）にPTA役員から校長に提出された「要望書」、同年9月24日（水）午後5時ころにPTA役員から市教育委員会稲葉秀哉学校教育部理事に提出された「要望書」）の提出を求めるとともに、上記経過につき釈明を求める。

### 第3 市教委作成聞き取り書全体の信用性の問題（乙12に関連して）

- 1 上記で述べたように（第2 2（4）イ（ウ）項）、乙12の内容および内容から伺われるその作成過程には、重大な疑義があり、その信用性さらには被告の本件処分根拠となっている市教委の聞き取り書全体の信用性に重大な疑義がある、とともに、市教委および都教委側において、平成15年9月ないし10月の時点で、原告を免職に追い込む意図を抱き、そのための材料集めなどをあの手この手で開始した、乙27の「要望書」はそのような市教委・都教委側が、原告を免職する意図で、あることないことをなりふり問わずに集め、市教委も関与して作成したことが強く疑われる、という事情が伺えるところである。

以下、詳述する。

- 2 乙12号証の内容から、以下の点が指摘できよう。

（なお、ゴシック斜体字部分は、乙12からの引用）

「要望書」なるものはPTAからというよりも、むしろ小平市教育委員会が作成したものであり、稲葉秀哉理事が深く関与している。いわゆる「やらせ」書類と考えるのが妥当。

都教委宛のこの報告書は「Fにたいする体罰事件」のことなのに、全く別の「生徒Aへの体罰事件」を途中にはめこんでいることから、この報告書は原告を処分するための資料としては効力を有しなかった。むしろ分限免職処分理由に都教委が挙げていないのは、乙12の報告書が内容として怪しいと考えたからと、うがって見るのが可能である。

以下、乙12の不審な点を具体的に指摘する。

(1) 平成15年9月24日(水)校長に、同校PTA役員から、疋田教諭がソフトテニス部の生徒に体罰を行ったという内容の「要望書」が提出された。

との記載があるが、「体罰を行なった」ことを「要望」というのは、日本語として変である。この時点では「報告書」あるいは「告発文」だったのではないか。しかも、10月3日にあきらかになった「要望書」にはF(及びG)への体罰の項目はない。

冒頭に書かれているのは「生徒Aへの体罰」である。作成した小平市教育委員会が間違えたか、あるいはわざと無理矢理はめこんだのか、いずれにしろ、全く無関係な事件が挿入されている。

なお、PTA役員会代表から校長宛の「要望書」の日付は9月25日になっている。

(2) 同日午後5時ごろ、市教育委員会稲葉秀哉学校教育部理事に、同校PTA役員から同教諭にかかわる「要望書」が提出された。学校教育部理事は、さらに詳しい情報を提供してほしいと同校PTA役員に依頼した。

ここで、稲葉秀哉小平市学校教育部理事が「告発文」から「要望書」に書き換えさせることが可能である。後に明らかになった「要望書」の後半は、一般のPTA役員では書くことができない行政措置等に関する専門的用語が書かれています。むしろ稲葉秀哉学校教育部長が手を加えたと考える方が普通である(この点で改めて、稲葉理事の証人尋問の必要性が生じていることを付言しておく)。なお、この時点で「要望書」なるものの内容ばかりでなく存在についてすら

原告本人は全く知らされていない。

( 3 ) 9月25日(水)学校教育部理事は、校長に、同校PTA役員から疋田教諭にかかわる「要望書」が市教育委員会宛に提出されたことを伝え、疋田教諭及び関係する生徒、保護者から事情聴取をするように指示した。

「要望書」の内容から、この生徒と保護者とはA君ならば可能性があるが、内容に載っていないFやその保護者への事情聴取を指示することは不可能である。稲葉学校教育部理事の勘違いかすり替えの捏造が疑われるところである。

実際に10月2日(木)午前8時35分に校長室で澤川校長から「PTAから「要望書」というものが出ている、「要望書」はあなたに見せることはできませんが、私が読み上げるので、事実かどうか答えてほしい。例として一番はじめにこういうことを書かれているのだけれども」と前置きをして、生徒Aへの体罰の件を原告から事情聴取しようとしている。

原告は、「なぜ見せてはくれないのか？本当にそのようなことが書かれているのなら見せてほしい」と言ったが、澤川校長は「PTAといっても一部の有志から出たもので、正式なものではないので、絶対に見せられない」と開示を拒否したので、原告は「それならば応じられない」とその話を打ち切ってもらった。

( 4 ) 9月30日(火)午前8時35分ころ、校長は、疋田教諭を校長室に呼び、事情聴取をしようとしたが、疋田教諭は、これを拒否した。

これは全くの嘘である。あるいは10月2日の間違いかもしれない。9月30日の午後9時ころ岡崎教頭から原告の自宅に電話があつて、原告は、はじめて「要望書」の存在を知る。このとき岡崎教頭はPTAの一部から出た要望書だと言っている。

しかも前述したように、10月2日は生徒Aへの体罰のみ校長は聞こうとした。校長も教頭もFとGの件は全く知らないようであった。平成14年12月11日～17日も事実を捏造している可能性が大きい(既に前年に、生徒F・Gへの体罰の件につき教頭が確知したことになる。)。もし事実だとしたら、12月17日

に保護者から事情聴取の協力が得られなかったという報告だけで終わりにするとは、市教委稲葉学校教育部長も澤川校長もあまりに無責任である。平成16年1月28日の稲葉学校教育部長から知らされるまで、原告は、校長からも市教委からも保護者からもFとGの件について全く聞かされていない。

(5) 同日午後8時30分ころ、教頭は、疋田教諭の自宅に電話し、事情聴取に応じるように求めたが、疋田教諭は、これを拒否した。

これも日時以外は全くの虚偽である。確かに9月30日午後9時ころに、岡崎教頭から、原告の自宅に電話があった。「PTAの一部から疋田先生に対する苦情が寄せられました。臨時総会等をしていないので、あくまで一部の保護者からだと認識しているのですが、校長がどうしても疋田先生から聞きたいことがあるので、お忙しいところ、すみませんが、10月2日の朝校長室に来ていただけませんか？(ちなみに10月1日は都民の日で生徒は休みで学校は平常営業ではなかったが、原告は、ソフトテニス大会の直前なので部活指導の予定であった。)」といった内容であった。原告は「10月2日は定期考査なので、それに支障がなければいいですよ。」と言って、実際に10月2日に校長室に出向いているので、「これを拒否した」は全くの大嘘である。

3 上記のように、乙12の内容には、内容に明らかに事実と反する点、不自然な点が多数見受けられるし、乙12やその元となっている乙27の作成経過には、市教委や校長の原告の追い落としの意図が明確に伺えるところである。もしそうだとしたら、都教委・市教委・校長・一部の保護者が協力して行った大犯罪行為であって、決して許されるものではない。

「(校長に協力した中心と目される保護者に対して、  
)が)、そのようなことは辞めてくれと言ったが母親は聞き入れてくれなかった。」と泣きながら訴えた平成15年10月5日の試合会場での光景が、原告にはまだ心に残っている。

また、被告側が盛んに原告をうそつきよばわりするのは、自分たちこそが、

嘘に嘘の上塗りをしているので、それを悟られないための先制攻撃でしかない。

改めて、乙 1 2 や乙 2 7 の作成経緯について、関係者から事情を明らかにしたい。

以上